

令和 7 年 9 月 16 日

【照会先】

健康・生活衛生局

感染症対策部 感染症対策課

大塚（内線 2389）、小谷（内線 2373）

厚生労働省 代表電話 03(5253)1111

エムポックス（クレード I b）の患者の発生について

海外渡航歴のある女性 1 名について、発疹等の症状を示し、検査の結果、エムポックス（クレード I b※）の感染が確認されたことが、本日、神戸市から公表されました（別紙：神戸市プレスリリース）。

我が国では、エムポックスは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）において、四類感染症に位置付けられており、同法第 12 条の規定に基づく医師の届出義務の対象となっています。

これまで日本国内において、エムポックスの患者は 254 例確認されていましたが（令和 7 年 9 月 12 日時点）、クレード I（I b）ウイルスによる感染は確認されておらず、本事例は国内で初めてエムポックス（クレード I b）と報告された患者となります。

この患者に関する情報は、以下のとおりです。

- 1 年代：20 代
- 2 性別：女性
- 3 症状：発疹、発熱、リンパ節腫脹等
- 4 医療機関受診日：9 月 12 日
- 5 海外渡航歴：あり（アフリカ）
- 6 その他：報告された発症日から、アフリカでの感染が推定される。

患者の状態は安定している。

※エムポックスウイルスは、大きく 2 つのグループに分かれており、中央アフリカに常在するウイルスがクレード I、西アフリカに常在するウイルスがクレード II と呼ばれています。

報道機関各位におかれましては、ご本人やご家族などが特定されないよう、個人情報保護にご配慮下さい。

医療機関への直接のお問い合わせはお控えください。

別紙：神戸市プレスリリース

国民の皆様へのメッセージ

- エムポックスはウイルス性の急性発疹性疾患です。主にアフリカ大陸に生息するリスなどのげっ歯類がウイルスの自然宿主とされており、感染した動物に噛まれたり、感染した動物の血液、体液、皮膚病変（発疹部位）と接触したりすることによる感染が確認されています。主に感染した人や動物の皮膚の病変・体液・血液に触れた場合（性的接触を含む）、患者と近くで対面し、長時間の飛沫にさらされた場合、患者が使用した寝具等に触れた場合等により感染します。
- エムポックスウイルスは、大きく2つのグループに分かれており、中央アフリカに常在するウイルスがクレードⅠ、西アフリカに常在するウイルスがクレードⅡと呼ばれています。クレードⅠは、クレードⅡよりも重症化するリスクが高い可能性が指摘されていましたが、最新の知見によれば、適切な支持療法により致命率は低下すると報告されています。また、2022年5月以降の欧米等を中心としたクレードⅡ（クレードⅡb）ウイルスによる流行では、同性間の性的接触による感染が多く報告されていましたが、2023年以降にアフリカで流行しているクレードⅠは、異性間・同性間を問わず性的接触、家庭内感染によって感染が拡大していると報告されています。
- エムポックスの潜伏期間は7～14日（最大5～21日）とされており、潜伏期間の後、発熱、頭痛、リンパ節腫脹、筋肉痛などの症状が0～5日続き、発熱1～3日後に発疹が出現、発症から2～4週間で治癒するとされています。
- 発熱、発疹等、体調に異常がある場合には身近な医療機関に相談するとともに、手指消毒等の基本的な感染対策を行ってください。
- 海外からの帰国者は、体調に異常がある場合は、到着した空港等の検疫ブースで検疫官に申し出てください。帰国後に症状が認められた場合は、医療機関を受診し、海外への渡航歴を教えてください。
- なお、海外では、エムポックスの予防に対しては、天然痘ワクチンが有効であるとの報告がなされており、ウイルスへの曝露後4日以内の接種で感染予防効果が、曝露後4～14日以内の接種で重症化予防効果があるとされています。国内で承認されている天然痘ワクチンについては、接触者の方に対して必要に応じて投与するための臨床研究体制を構築しています。